

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号) (第一条関係)	1
○ 中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号) (第二条関係)	12
○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成十九年法律第四十号) (第三条関係)	63
○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成十九年法律第四十号) (第四条関係)	88
○ 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) (第五条関係)	93
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第四百七十七号) (第六条関係)	103
○ 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (附則第十四条関係)	103
○ 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) (附則第十五条関係)	118
○ 中小企業基本法 (昭和三十八年法律第五百五十四号) (附則第十六条関係)	120
○ 小規模企業共済法 (昭和四十年法律第二百二号) (附則第十七条関係)	141
○ 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) (附則第十八条関係)	145
○ 情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) (附則第十九条関係)	149
○ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成五年法律第五十一号) (附則第二十条関係)	150
○ 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (附則第二十一条関係)	151
○ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和元年法律第七十一号) (附則第二十二条関係)	154



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>第三条―第十一条（略）</p> <p>第三章 支援措置</p> <p>（経済産業大臣の認定）</p> <p>第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 支援措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>第二章 遺留分に関する民法の特例</p> <p>第三条―第十一条（略）</p> <p>第三章 支援措置</p> <p>（経済産業大臣の認定）</p> <p>第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p> <p>一 会社である中小企業者（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六</p>

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。） 次のいずれかに該当すること。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であった者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものを除く。）が、他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が法人である場合に限る。ハ、次号ロ及び第三号において同じ。）又は親族（他の中小企業者が法人である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。ハ、次号ロ及び第三号において同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

ハ 当該中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。二において同じ。）が、他の中小企業者の役員又は親

十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下この項において同じ。） 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者（代表者であった者を含む。）又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該中小企業者が、他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が法人である場合に限る。次号ロ及び第三号において同じ。）又は親族（他の中小企業者が法人である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。次号ロ及び第三号において同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

（新設）

族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

二 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第六項及び第十五条第三項において同じ。）からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

二 個人である中小企業者 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省

（新設）

二 個人である中小企業者 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

ロ 当該個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省

令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(第三項、第四項及び第六項において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第三項、第四項及び第六項において「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第三項、第四項及び第六項において「特別小口保険」という。)、の保険関係であつて、経営承継関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号イ及び第二号イに該当する者に限る。以下この項において同じ。))の事業に必要な

令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

三 事業を営んでいない個人 当該事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号イ及び第二号イに該当する者に限る。以下この項において同じ。))の事業に必要な資金に係るものをいう。)を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に

資金に係るものをいう。)を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証(以下「経営承継関連保証」という。) )に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金のうち 当該債務者	経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務

掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証(以下「経営承継関連保証」という。) )に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金のうち 当該債務者	経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち 経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務

者

2  
(略)

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、  
経営承継準備関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、  
第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証  
であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号  
口及びハ並びに第二号口に該当する者に限る。）が他の中小企  
業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金  
に係るものをいう。次項において同じ。）を受けた当該中小企  
業者（同条第一項第一号口又は第二号口に該当する者として同  
項の認定を受けた者に限る。）に係るものについての次の表の  
上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合 計額が	中小企業における経営の承 継の円滑化に関する法律第 十三条第三項に規定する経 営承継準備関連保証（以下 「経営承継準備関連保証」 という。）に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ
--------	---------------	---

者

2  
(略)

3 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法  
第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第  
一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準  
備関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条  
の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定  
を受けた中小企業者（同項第一号口及び第二号口に該当する者  
に限る。以下この項において同じ。）が他の中小企業者の経営  
の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金に係るもの  
をいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の  
表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合 計額が	中小企業における経営の承 継の円滑化に関する法律第 十三条第三項に規定する経 営承継準備関連保証（以下 「経営承継準備関連保証」 という。）に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ
--------	---------------	---



第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち 当該債務者	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

4 | 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継準備関連保証を受けた中小企業者（前条第一項第一号ハに該当する者として同項の認定を受けた者に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合		中小企業における経営の承

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち 当該債務者	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

(新設)

	計額が	継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証（以下「経営承継準備関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の第二項	保証人の保証を除く。	保証人の保証を含む。
第三条の第二項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

6 | 5 |  
(略)

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営承継借換関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者（同項第一号ニに該当する者に限る。以下この項において同じ。）の経営の承継に必要な資金のうち当該認定の日から経営の承継の日までの間に必要な金融機関からの借入れの借換えのために要する資金に係るものをいう。）を受けた当該中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項 含む。）</p>	<p>保険価額の合計額が</p>
<p>含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの</p>	<p>中小企業における経営の承 継の円滑化に関する法律第 十三条第六項に規定する経 営承継借換関連保証（以下 「経営承継借換関連保証」 という。）に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ</p>

4 |  
(新設)  
(略)

<p>第三条の二第 一項</p>	<p>保証人の保証 を除く。</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>
<p>第三条の二第 一項及び第三 条の三第一項</p>	<p>保険価額の合 計額が</p>	<p>経営承継借換関連保証に係 る保険関係の保険価額の合 計額とその他の保険関係の 保険価額の合計額とがそれ ぞれ</p>
<p>第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項</p>	<p>当該借入金 の額のうち</p>	<p>経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金の額のうち</p>
	<p>当該債務者</p>	<p>経営承継借換関連保証及び その他の保証ごとに、当該 債務者</p>

第十四条 (略)

(指導及び助言等)

第十五条 経済産業大臣は、中小企業者であつて、その代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、従業員数の減少を伴う事業の規模の縮小又は信用状態の低下等によって当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、多様

第十四条 (略)

(指導及び助言)

第十五条 経済産業大臣は、中小企業者であつて、その代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、従業員数の減少を伴う事業の規模の縮小又は信用状態の低下等によって当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、多様

な分野における事業の展開、人材の育成及び資金の確保に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものの経営に従事する者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この条において「機構」という。）は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者（第三条第二項に規定する旧代表者をいう。）  
、会社事業後継者（同条第三項に規定する会社事業後継者をいう。）  
、旧個人事業者（同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。）  
、個人事業後継者（同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。）  
その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

3 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、第十三条第四項又は第六項の保険関係に係る債務の保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

4 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行う。

#### 第四章 雑則

第十六条・第十七条（略）

な分野における事業の展開、人材の育成及び資金の確保に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものの経営に従事する者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者（第三条第二項に規定する旧代表者をいう。）  
、会社事業後継者（同条第三項に規定する会社事業後継者をいう。）  
、旧個人事業者（同条第四項に規定する旧個人事業者をいう。）  
、個人事業後継者（同条第五項に規定する個人事業後継者をいう。）  
その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

（新設）

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行う。

#### 第四章 雑則

第十六条・第十七条（略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条） （削る）</p> <p>第二節 経営力向上（第十六条―第二十一条）</p> <p>第三節 支援措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四節 支援体制の整備（第三十一条―第四十七条）</p> <p>第五節 雑則（第四十八条）</p> <p>第四章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第三節 雑則（第五十九条・第六十条）</p> <p>第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備</p> <p>第一節 新技术を利用した事業活動の支援（第六十一条―第六十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第七条）</p> <p>第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条―第十三条）</p> <p>第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上</p> <p>第一節 経営革新（第十四条・第十五条）</p> <p>第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十六条・第十七条）</p> <p>第三節 経営力向上（第十八条―第二十三条）</p> <p>第四節 支援措置（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第五節 支援体制の整備（第三十二条―第四十八条） （新設）</p> <p>第四章 中小企業の事業継続力強化</p> <p>第一節 事業継続力強化（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第二節 支援措置（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第三節 雑則（第五十九条・第六十条）</p> <p>第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備</p> <p>第一節 新技术を利用した事業活動の支援（第六十一条―第六十六条）</p>

(削る)

第二節 雑則(第六十七條)

第六章 雑則(第六十八條―第七十五條)

第七章 罰則(第七十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 (略)

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第六十七條―第七十二條)

第三節 雑則(第七十三條)

第六章 雑則(第七十四條―第八十一條)

第七章 罰則(第八十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「新規中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～三 (略)

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年

以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十七条第三項において同じ。）の開発その他の情報処理（同法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）

6  
(略)

7 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。

8  
10 (略)  
(削る)

11 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の

以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるものうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十九条第三項及び第七十条第一項第一号において同じ。）の開発その他の情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）

6  
(略)

7 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

8  
10 (略)  
(削る)

11 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

12 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の



結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一〇九（略）

12| この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第十七条第四項、第十八条第三項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

13| （略）

14| この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第二十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能力の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一〇九（略）

13| この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等（前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項及び第二項において同じ。）を行う場合における当該中小企業者等をいう。

14| （略）

15| この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第二十二条第一項及び第二十三条第一項において同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

15| (略)

16| この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

17| この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第四号イに掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

(削る)

16| (略)

17| この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

18| この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第四号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

19| この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第六十七条第一項において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第六十七条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

(削る)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 中小企業の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新の内容に関する事項

(2) 経営革新の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

(4) 技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項

20 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に關し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に關するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新の内容に関する事項

(2) 経営革新の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

(新設)

(削る)

ロ| (略)

ハ| 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(2)・(3) (略)

(4) 事業分野別経営力向上推進業務(第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(5)・(6) (略)

(7) 情報処理支援業務(第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8)・(9) (略)

三 (略)

四 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項

ロ| 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1) 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項

(2) 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項

(3) 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項

(4) 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

ハ| (略)

ニ| 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(2)・(3) (略)

(4) 事業分野別経営力向上推進業務(第四十条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(5)・(6) (略)

(7) 情報処理支援業務(第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8)・(9) (略)

三 (略)

四 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項

イ 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人に対して支出の機会の増大を図るべきもの内容に関する事項

ロ 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

3・4 (略)

第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

第四条〜第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条・第九条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

イ 新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人に対して支出の機会の増大を図るべきもの内容に関する事項

(2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

ロ 次に掲げる事項につき、第六十七条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制(以下「新事業支援体制」という。)の整備に関する事項

(2) 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

3・4 (略)

第二章 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進

第一節 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

第四条〜第七条 (略)

第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓

第八条・第九条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 普通保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

第十一条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社外高度人材活用新事業分野開拓促進業務)

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するため、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び認定新規中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十五条第一項において同じ。)に係る債務の保証の業務を行う。

第十条 (略)

2・3 (略)

4 普通保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

第十一条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社外高度人材活用新事業分野開拓促進業務)

第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するため、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び認定新規中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第一項において同じ。)に係る債務の保証の業務を行う。

第十三条 (略)

第三章 中小企業の経営革新の促進及び中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

第十四条・第十五条 (略)

(削る)

(削る)

第十三条 (略)

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

第十四条・第十五条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十六条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。以下同じ。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあっては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う異分野連携新事業分野開拓に関するものを含む。以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 異分野連携新事業分野開拓の目標

- 二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三十八条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 三 異分野連携新事業分野開拓の内容及び実施時期
- 四 異分野連携新事業分野開拓における連携の態様
- 五 異分野連携新事業分野開拓のために当該中小企業者及び大企業者又は協力者が提供する経営資源の内容及びその組合せの態様
- 六 異分野連携新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 | 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る異分野連携新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 当該異分野連携新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役



(削る)

務に対する需要が相当程度開拓され、又は当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が相当程度開拓されるものであること。

三 前項第三号及び第六号に掲げる事項が異分野連携新事業分野開拓を確実に遂行するため適切なものであること。

四 当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与すると認められるものであること。

(異分野連携新事業分野開拓計画の変更等)

第十七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定中小企業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る異分野連携新事業分野開拓計画（前二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定異分野連携新事業分野開拓計画」という。）に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

## 第二節 経営力向上

### (事業分野別指針)

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ロ及びハ(4)から(6)までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (経営力向上計画の認定)

第十七条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以下この項にお

## 第三節 経営力向上

### (事業分野別指針)

第十八条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ハ及びニ(4)から(6)までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (経営力向上計画の認定)

第十九条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以下この項にお

て単に「法人」という。)を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社又は法人(合併後存続する会社又は法人を含む。)が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあっては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営力向上の目標

二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

三 経営力向上の内容及び実施時期(事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。)

四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 経営力向上設備等の種類

3 (略)

4 経営力向上計画には、第二項第三号に掲げる事項として、特

て単に「法人」という。)を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社又は法人(合併後存続する会社又は法人を含む。)が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあっては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営力向上の目標

二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

三 経営力向上の内容及び実施時期(事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。)

四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 経営力向上設備等の種類

3 (略)

4 第二項第三号に掲げる事項には、特定許認可等(行政手続法

定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

5| 経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、中小企業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができる。

6| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。

二 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

7| 8| （略）

9| 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第七項の同意をするかどうかを判断するものとする。

10| 前三項に定めるもののほか、第七項の同意に関し必要な事項

（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

（新設）

5| 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。

二 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

6| 7| （略）

8| 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をするかどうかを判断するものとする。

9| 前三項に定めるもののほか、第六項の同意に関し必要な事項

は、政令で定める。

(経営力向上計画の変更等)

第十八条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 主務大臣は、認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第七項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第七項に規定する行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合において、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。)

二 (略)

4 前条第六項の規定は第一項の認定について、同条第八項から第十項までの規定は前項の同意について、それぞれ準用する。

(協力の要請)

第十九条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第三十九条第二項に規定する認定事業分野別

は、政令で定める。

(経営力向上計画の変更等)

第二十条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 主務大臣は、認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

一 前条第六項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更 同条第六項に規定する行政庁(当該変更が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合において、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。)

二 (略)

4 前条第五項の規定は第一項の認定について、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ準用する。

(協力の要請)

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第四十条第二項に規定する認定事業分野別

経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条・第二十一条 (略)

第三節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第二十二條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証(中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証(以下「経営革新関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
--------	-----------	---

経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

第二十二條・第二十三條 (略)

第四節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四條 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証(中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第二十四條第一項に規定する経営革新関連保証(以下「経営革新関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
--------	-----------	---

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2

海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四條第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓事業（認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合	中小企業等経営強化法第二
計額が		十四条第四項に規定する異



(削る)

<p>第三条の二第 一項、第三条 の三第一項及 び第三条の四 第一項</p>	<p>保険価額の合 計額が</p>	<p>分野連携新事業分野開拓 連保証（以下「異分野連携 新事業分野開拓関連保証」 という。）に係る保険関係 の保険価額の合計額とその 他の保険関係の保険価額の 合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第 三項、第三条 の三第二項及 び第三条の四 第二項</p>	<p>当該借入金 の額のうち</p>	<p>異分野連携新事業分野開拓 関連保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該借入 金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>異分野連携新事業分野開拓 関連保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者</p>	<p>異分野連携新事業分野開拓 関連保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者</p>

5 | 海外投資関係保険の保険関係であって、異分野連携新事業分  
野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小  
企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用につ

(削る)

4| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で

6| 新事業開拓保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中小企業等経営強化法第二十四条第四項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金(以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

7| 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で

あつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第一項</p>
<p>中小企業等経営強化法第十二条第四項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>
<p>経営力向上関連保証に係る他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第二項</p>

あつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第一項</p>
<p>中小企業等経営強化法第十四条第七項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>
<p>経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>第三条の二第二項及び第三条の三第二項</p>

当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
-------	----------------------------

5 前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画（第十七条第五項の規定による記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（第三十条において「特例経営力向上関連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提 供させないもの
保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十二条第四項に規定する経営力向上関連保証（同条第五項に規定する特例経営力向上関連保証を含む。以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他	

(新設)

当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
-------	----------------------------

	<p>第三条の二第一項</p>	<p>の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項及び第三條の三第一項</p>	<p>保証人の保証を除く。</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>
<p>第三条の二第三項及び第三條の三第二項</p>	<p>保険価額の合計額が</p>	<p>経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第三項及び第三條の三第二項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
<p>当該債務者</p>	<p>当該債務者</p>	<p>経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>

6 | 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十二條第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債

8 | 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四條第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債

務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

7| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十二條第四項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

8| 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

9| 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第二十四條第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

10| 普通保険の保険関係であつて、経営革新関連保証若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の

9 | 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十三条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2

(略)

八十」とする。

11 | 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、経営革新関連保証若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証又は経営力向上関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2

(略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十四条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

三 中小企業者及び組合等(当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。)を行うこと。  
(削る)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第二十六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

(新設)

(新設)

一 中小企業者及び組合等(当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下この項及び第五十七条第一項において同じ。)を行うこと。

二 複数の中小企業者(当該複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連



四 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

2 前項第一号及び第二号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務とみなす。

3 第一項第三号及び第四号の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二十五条 （略）

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第二十六条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲

携新事業分野開拓を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定異分野連携携新事業分野開拓事業を行うために必要とする長期の資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

三 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入に係る債務の保証を行うこと。  
（新設）

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二十七条 （略）

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第二十八条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲

げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

三（略）

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） 第二十六条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び 中小企業等経営強化法第二十六条第一項第一号

げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

三（略）

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） 第二十八条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び 中小企業等経営強化法第二十八条第一項第一号

第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六條第一項各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業等経営強化法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	中小企業等経営強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	中小企業等経営強化法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十七條 認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十七條第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において

第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十八條第一項各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業等経営強化法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	中小企業等経営強化法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	中小企業等経営強化法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十九條 認定経営力向上計画（事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。）に第十九條第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において

、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

254 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二十一条第九号に掲げる措置に係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 認定経営力向上計画（事業承継等（第二十一条第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該認定経営力向上計画に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当

、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

254 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第三十条 中小企業者が認定経営力向上計画（事業承継等（第二十一条第九号に掲げる措置に限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って当該認定の日から二月を経過する日までに当該認定に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第三十一条 認定経営力向上計画に記載された被承継等中小企業者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定経営力向上計画（事業承継等（第二十一条第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社

該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

## 2・3 (略)

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該被承継会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

### (中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第三十条 中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行うおとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

## 第四節 支援体制の整備

### (認定経営革新等支援機関)

に對する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

## 2・3 (略)

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

### (新設)

## 第五節 支援体制の整備

### (認定経営革新等支援機関)

第三十一条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 経営革新を行うとする中小企業又は経営力向上を行うおとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に關し必要な指導及び助言

3・4 (略)

(欠格条項)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 四 (略)
- 五 第三十六条の規定により認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
- 六 八 (略)

(認定の更新)

第三十三条 第三十一条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第三十一条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十二条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行うおとする中小企業又は経営力向上を行うおとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に關し必要な指導及び助言

3・4 (略)

(欠格条項)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 四 (略)
- 五 第三十七条の規定により認定を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
- 六 八 (略)

(認定の更新)

第三十四条 第三十二条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第三十二条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十四条・第三十五条（略）

（認定の取消し）

第三十六条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第三十一条第一項の認定又は第三十三条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十七条 第三十一条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小

第三十五条・第三十六条（略）

（認定の取消し）

第三十七条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第三十二条第一項の認定又は第三十四条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十八条 第三十二条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用す

企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十七条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務）

第三十八条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

第三十九条・第四十条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第四十一条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第三十九条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。）に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

（準用）

る。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十八条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十二条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務）

第三十九条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

第四十条・第四十一条（略）

（認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）

第四十二条 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第四十条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。）に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

（準用）



第四十二条 第三十二条から第三十六条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第三十二条第三号及び第三十五条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第四十三条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」という。)は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十五条において同じ。))の確保を含む。)に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3・4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第四十四条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)又は一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であって、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この

第四十三条 第三十三条から第三十七条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第三十三条第三号及び第三十六条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第四十四条 (略)

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」という。)は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十六条において同じ。))の確保を含む。)に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3・4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第四十五条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)又は一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であって、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この

条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第四十四条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十五条 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四十六条 （略）

（準用）

第四十七条 第三十二条から第三十六条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第三十二条第三号及び第三十五条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、同号及び第三十四条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十三条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十四条から第三十六条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるもの

条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第四十五条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十六条 独立行政法人情報処理推進機構（第七十条及び第七十一条において「情報処理推進機構」という。）は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四十七条 （略）

（準用）

第四十八条 第三十三条から第三十七条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第三十三条第三号及び第三十六条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第三十三条第三号及び第三十五条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十四条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十五条から第三十七条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替

とする。

#### 第五節 雑則

##### (研究開発の推進)

第四十八条 国は、中小企業者の技術に関する研究開発による経営強化を図るため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### 第四章 中小企業の事業継続力強化

##### 第一節 事業継続力強化

第四十九条・第五十条 (略)

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十一条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第五十四条第一項及び第七十一条第五項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従つて事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

み替えるものとする。

##### (新設)

##### (新設)

#### 第四章 中小企業の事業継続力強化

##### 第一節 事業継続力強化

第四十九条・第五十条 (略)

(事業継続力強化計画の変更等)

第五十一条 (略)

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第五十四条第一項及び第七十七条第五項において「認定事業継続力強化計画」という。)に従つて事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

第五十二条 (略)

(連携事業継続力強化計画の変更等)

第五十三条 (略)

- 2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十五条第一項及び第七十一条第五項において「認定連携事業継続力強化計画」という。)に従って連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

- 4 普通保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十二条 (略)

(連携事業継続力強化計画の変更等)

第五十三条 (略)

- 2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携事業継続力強化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第五十五条第一項及び第七十七条第五項において「認定連携事業継続力強化計画」という。)に従って連携事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

- 4 普通保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 普通保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

第五十六条～第五十八条 (略)

第三節 雑則

第五十九条・第六十条 (略)

第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

備

第一節 新技术を利用した事業活動の支援

第六十一条～第六十四条 (略)

5 (略)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 普通保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 (略)

第五十六条～第五十八条 (略)

第三節 雑則

第五十九条・第六十条 (略)

第五章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

備

第一節 新技术を利用した事業活動の支援

第六十一条～第六十四条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第六十五条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二条第十七項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 (略)

第六十六条 (略)

(削る)

(削る)

(中小企業信用保険法の特例)

第六十五条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同法第三条の八第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業等経営強化法第二条第十八項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 (略)

第六十六条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

(事業環境整備構想)

第六十七条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道

府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。

2 事業環境整備構想においては、第一号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第二号に掲げる事項について定めるものとする。

一 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項

二 高度技術産学連携地域の区域及びその活用に関する事項

3 都道府県等は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、国に対し、助言を求めることができる。

4 都道府県等は、事業環境整備構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、前二項の規定を準用する。

(中核的支援機関の認定)

第六十八条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下この節において「中核的支援機関」という。)を、その申請により、一を限って認定することができる。

2 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、経済産

(削る)

業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3| 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一| 基本方針に適合するものであること。

二| 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

4| 都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

5| 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。

6| 都道府県等は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の業務等)

第六十九条 前条第二項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関（以下この節において「認定中核的支援機関」という。）は、その支援事業を適切かつ確実に実施しなければならない。

2| 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。

3| 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

(削る)



(削る)

(情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第七十条 情報処理推進機構は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラムの作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの（以下この節において「情報関連人材育成事業」という。）を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第四十三条第二項中「又は第五十四条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第五十四条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業等経営強化法第七十条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第五十四条第一項の信用基金の」とあるのは、「第五十四条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第五十五条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る

出資」と、情報処理促進法第五十六条第一項中「並びに第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第五十四条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第五十七条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の三、第三十八条第一項から第三項まで、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十六条の二（第五項を除く。）、第六十四条第一項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第四号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一項第一号、第二号及び第六号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業等経営強化法第七十条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第八号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、

経済産業省令・厚生労働省令」とする。

(情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第七十一条 政府は、情報処理の業務に従事する労働者の能力の開発及び向上を図るため、情報処理推進機構(前条第一項に規定する業務を行う場合に限る。)及び情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

(中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務)

第七十二条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域(以下「特定高度技術産学連携地域」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定高度技術産学連携地域において、工場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。)、事業場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。

二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者を利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出

(削る)

(削る)

第二節 雑則

第六十七条 (略)

第六章 雑則

第六十八条 (略)

(資金の確保)

第六十九条 (略)

2 (略)

(削る)

3・4 (略)

資を行い、又は当該出資を受けて事業を行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。

2| 中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一| 特定高度技術産学連携地域における工場若しくは事業場、当該工場若しくは当該事業場と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理
- 二| 前号に掲げる業務に関連する技術的援助

第三節 雑則

第七十三条 (略)

第六章 雑則

第七十四条 (略)

(資金の確保)

第七十五条 (略)

2 (略)

3| 国は、認定異分野連携新事業分野開拓事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

4・5 (略)

(調査、指導及び助言)

第七十条 (略)

2 (略)

(削る)

3) 5) (略)

6) 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業、認定経営力向上事業、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

7) (略)

(報告の徴収)

第七十一条 (略)

2 行政庁は承認経営革新事業を行う者に対し、主務大臣は認定経営力向上事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定経営力向上計画の実施状況について報告を求めることができる。

3) 5) (略)

第七十二条 (略)

(調査、指導及び助言)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う中小企業者について、その新事業分野開拓の状況を把握するための調査を行うものとする。

4) 6) (略)

7) 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業、認定異分野連携新事業分野開拓事業、認定経営力向上事業、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

8) (略)

(報告の徴収)

第七十七条 (略)

2 行政庁は承認経営革新事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う者又は認定経営力向上事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは認定経営力向上計画の実施状況について報告を求めることができる。

3) 5) (略)

第七十八条 (略)

(主務大臣)

第七十三条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ロ(1)及びハ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第八条第一項及び第三項(第九条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

(削る)

3 第十六条(第二項を除く。)における主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十七条第一項、第六項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)、第七項及び第八項(第十八条第四項において

(主務大臣)

第七十九条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第四号ロ(1)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

2 第八条第一項及び第三項(第九条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項における主務大臣は、経済産業大臣及び認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

3 第十六条第一項及び第三項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項から第三項まで、第七十六条第三項並びに第七十七条第二項(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。)における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓事業を所管する大臣とする。

4 第十八条(第二項を除く。)における主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

5 第十九条第一項、第五項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第六項及び第七項(第二十条第四項において

準用する場合を含む。）、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

5| 第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三項、第三十四条から第三十六条まで並びに第七十一条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

6| 第三十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三項、第四十二條において準用する第三十四条及び第三十六條、第四十二條において読み替えて準用する第三十五条並びに第七十一条第四項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

7| (略)  
(削る)

8| 第二条第十一項第八号、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

9| 第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第三号、第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三

準用する場合を含む。）、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十九条第二項及び第三項、第七十六条第四項並びに第七十七条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

6| 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三項、第三十五条から第三十七条まで並びに第七十七条第四項（経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

7| 第四十条第一項、第三項及び第四項、第四十三条において準用する第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三項、第四十三条において準用する第三十五条及び第三十七條、第四十三條において読み替えて準用する第三十六条並びに第七十七条第四項（事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

8| (略)

9| 第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10| 第二条第十二項第八号、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十九条第三項における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

11| 第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第三号、第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三

項並びに同号並びに第三十四条における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

10| 第三十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において読み替えて準用する第三十二条第三号、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三項並びに同号並びに第四十二条において準用する第三十条四條における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

11| (略)

第七十四條 (略)

(権限の委任)

第七十五條 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十六條 第七十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

項並びに第三十三条第三号並びに第三十五条における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

12| 第四十条第一項、第三項及び第四項、第四十三条において読み替えて準用する第三十三条第三号、第四十三条において準用する第三十四条第二項において準用する第三十二条第一項及び第三項並びに第三十三条第三号並びに第四十三条において準用する第三十五条における主務省令は、第七項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

13| (略)

第八十條 (略)

(権限の委任)

第八十一條 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第七十九条第一項、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七章 罰則

第八十二條 第七十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)



○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第三十条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第三十一条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  第二条（定義）</p> <p>  第三条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第二十六条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第二十七条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  第二条（定義）</p> <p>  第三条 この法律において「地域経済牽引事業」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生</p>

2・3 (略)

4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

5 この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一 吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）

（により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。）

二 新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社はその事業に関して有

かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 事業又は資産の譲受け（中小企業者が他の中小企業者から譲り受ける場合に限る。）

八 中小企業者による他の中小企業者の株式又は持分の取得（当該取得によって当該中小企業者が当該他の中小企業者の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

九 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

6 この法律において「承継等中小企業者」とは、中小企業者が事業承継等を行う場合における当該中小企業者をいう。

7 この法律において「被承継等中小企業者」とは、承継等中小

（新設）

（新設）

企業者が他の中小企業者から、事業承継等を行う場合における  
当該他の中小企業者をいう。

### 第三条 (略)

#### 第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

##### 第一節 基本計画の同意等

#### 第四条～第六条 (略)

##### (地域経済牽引事業促進協議会)

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに同意基本計画及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議するため、地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援の事業を実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

- 一 促進区域をその地区に含む商工会又は商工会議所
- 二 促進区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関
- 三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的

### 第三条 (略)

#### 第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

##### 第一節 基本計画の同意等

#### 第四条～第六条 (略)

##### (地域経済牽引事業促進協議会)

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに同意基本計画及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議するため、地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援の事業を実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

- 一 促進区域をその地区に含む商工会又は商工会議所
- 二 促進区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関
- 三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的

な実施に関し密接な関係を有すると見込まれる者

四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三百十四條第二項に規定する認定支援機関

五 前号に掲げる者のほか、地域経済牽引事業の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

3～6 (略)

第八条 (略)

第二節 促進区域における措置

第九条・第十条 (略)

(土地利用調整計画の作成)

第十一条 (略)

2 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十八条において「土地利用調整区域」という。）

二・三 (略)

3～7 (略)

第十二条 (略)

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

な実施に関し密接な関係を有すると見込まれる者

(新設)

四 地域経済牽引事業の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

3～6 (略)

第八条 (略)

第二節 促進区域における措置

第九条・第十条 (略)

(土地利用調整計画の作成)

第十一条 (略)

2 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。）

二・三 (略)

3～7 (略)

第十二条 (略)

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十三条第三項から第六項まで並びに第四十一条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域経済牽引事業の内容及び実施期間
- 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、中小企業者が第十九条第二項、第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受ける

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

(新設)

場合の次に掲げる事項

イ 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

ロ 事業承継等の内容及び実施時期

ハ 第十九条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、

純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項

四 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二

十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合に次に掲げる事項

イ 当該一般社団法人の名称及び所在地

ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）

ハ 第二十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

五 地域経済牽引事業（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この号及び第三十一条第三項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二

十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合に次に掲げる事項

イ 当該一般社団法人の名称及び所在地

ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）

ハ 第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

四 地域経済牽引事業（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この号及び第二十七条第三項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付

け、又は担保に供することをいう。第三十一条第三項において同じ。）に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在その他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。第九項及び第十八条において「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認しなければならない。

6 (略)

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 第三項第五号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長

け、又は担保に供することをいう。第二十七条第三項において同じ。）に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在その他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。第九項及び第十七条において「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認しなければならない。

6 (略)

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 (略)

二 第三項第四号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長



(地域経済牽引事業計画の変更等)

第十四条 前条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)は、当該承認に係る地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従つて地域経済牽引事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業者であつた承認地域経済牽引事業者の特例)

第十五条 承認地域経済牽引事業者(第十三条第一項の規定による承認の申請(前条第一項の規定による変更の承認の申請を含む。))の時に<sup>1</sup>において中小企業者であつた者に限る。)が当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなつた場合には、当該中小企業者でなくなつた承認地域経済牽引事業者は、当該実施期間内においては、引き続き中小企業者であるものとみなして、この法律の規定(第二十八条及び第三十三条を除く。)を適用する。

(地域経済牽引事業計画の変更等)

第十四条 前条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)は、当該承認に係る地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従つて地域経済牽引事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(新設)

第十六条（第十八条）（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第十九条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項及び第四項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（次項及び第四項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、以下の規定の中欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定の中欄の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険
--------	-----------	--

第十五条（第十七条）（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（次項及び第三項において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、以下の規定の中欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定の中欄の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険
--------	-----------	--

第三条の二第二項及び第三條の三第一項	保險価額の合計額が	關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三條の三第二項	当該借入金の額のうち	地域經濟牽引事業關連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
当該債務者	地域經濟牽引事業關連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

2 | 前項の規定にかかわらず、地域經濟牽引事業關連保証のうち承認地域經濟牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要資金に係るもの（第三十条において「特例地域經濟牽引事業關連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保險、無担保險又は特別小口保險の保險關係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保險法の規定の適用については、こ

(新設)

第三条の二第二項及び第三條の三第二項	保險価額の合計額が	關係の保險価額の合計額とその他の保險關係の保險価額の合計額とがそれぞれ
当該借入金	額のうち	地域經濟牽引事業關連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金のうち
当該債務者	地域經濟牽引事業關連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条の二第 一項</p>	<p>第三条の二第 一項</p>		<p>第三条第一項</p>
<p>保険価額の合</p>	<p>保証人の保証 を除く。</p>	<p>保険価額の合 計額が</p>	<p>含む。)</p>
<p>地域経済牽引事業関連保証</p>	<p>保証人の保証を含む。</p>	<p>地域経済牽引事業の促進に よる地域の成長発展の基盤 強化に関する法律（平成十 九年法律第四十号）第十九 条第一項に規定する地域経 済牽引事業関連保証（同条 第二項に規定する特例地域 経済牽引事業関連保証を含 む。以下「地域経済牽引事 業関連保証」という。）に 係る保険関係の保険価額の 合計額とその他の保険関係 の保険価額の合計額とがそ れぞれ</p>	<p>含む。）であつてその保証 について保証人の保証を提 供させないもの</p>

一項及び第三 条の三第一項	計額が	に係る保険関係の保険価額 の合計額とその他の保険関 係の保険価額の合計額とが それぞれ
第三条の二第 三項及び第三 条の三第二項	当該借入金の 額のうち	地域経済牽引事業関連保証 及びその他の保証ごとに、 それぞれ当該借入金の額の うち
	当該債務者	地域経済牽引事業関連保証 及びその他の保証ごとに、 当該債務者

3| 普通保険の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

4| (略)

5| 承認地域経済牽引事業者（第十五条の規定により中小企業者とみなされた者に限る。）であつて、地域経済牽引事業関連保証を受けたものについては、当該承認地域経済牽引事業者を中

2| 普通保険の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3| (略)

(新設)

小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第二十条 (略)

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

第二十一条 (略)

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十一条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進

第十九条 (略)

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

第二十条 (略)

2 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進

第三十二条第三号	第二十四条	地域経済牽引事業促進法第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条	(略)	(略)	(略)	第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一号	第十七条各号に掲げる業務	進法第二十一条第一号に掲げる業務
----------	-------	---	-----	-----	-----	--------------------------	--------------	------------------

(削る)

(株式会社日本政策金融公庫の特例)

第二十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融

第三十二条第三号	第二十四条	地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条	(略)	(略)	(略)	第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一号	第十七条各号に掲げる業務	進法第二十条第一号に掲げる業務
----------	-------	--	-----	-----	-----	--------------------------	--------------	-----------------

第二十一条 削除

(新設)

融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者とその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 中小企業者（当該中小企業者とその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域経済牽引事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うこと。

2 | 前項第一号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一号第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務とみなす。

3 | 第一項第二号の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

（商標法の特例）

第二十三条 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人（その定款

（商標法の特例）

第二十三条 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人（その定款



において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限り、）が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が第十三条第三項第四号ハに掲げる商品又は役員（以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であつて、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画（以下この項において「現行計画」という。）の実施期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画（実施期間の開始日が現行計画の実施期間の終了日の翌日以前のものに限る。）について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の実施期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の実施期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

3 商標法第七条の二第一項に規定する組合等（前二項の規定に

において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限り、）が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が第十三条第三項第三号ハに掲げる商品又は役員（以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であつて、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画（以下この項において「現行計画」という。）の計画期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画（計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。）について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

3 商標法第七条の二第一項に規定する組合等（前二項の規定に

より同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等(以下この項において「申請組合等」という。)が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならぬ。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の実施期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。

一 三 (略)

5 (略)

6 都道府県知事が第四項の規定による承認をしなかつた地域団体商標の商標登録については、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の終了後は、商標法第四十六条第一項第七号に該当するものとする。

第二十四条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令

より同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等(以下この項において「申請組合等」という。)が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならぬ。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。

一 三 (略)

5 (略)

6 都道府県知事が第四項の規定による承認をしなかつた地域団体商標の商標登録については、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了後は、商標法第四十六条第一項第七号に該当するものとする。

第二十三条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令

で定めるところにより、当該登録料（承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

3～5 (略)

第二十五条・第二十六条 (略)

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第二十七条 承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第五号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に基づき承認地域経済牽引事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引事業者が同条第七項又は第十四条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第

で定めるところにより、当該登録料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

3～5 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第二十六条 承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に基づき承認地域経済牽引事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引事業者が同条第七項又は第十四条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第

。二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例）

第二十八条 中小企業者が承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第九号に掲げる措置に係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部

。二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（新設）

（新設）

又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該被承継会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特例地域経済牽引事業関連保証を受けようとする中小企業者に対して資金の貸付けを行うおとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第四節 承認連携支援計画に係る措置

(新設)

第四節 承認連携支援計画に係る措置

(連携支援計画の承認)

第三十一条 地域経済牽引支援機関は、共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業（以下「連携支援事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「連携支援計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 連携支援事業の目標
- 二 連携支援事業の内容及び実施期間
- 三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

3～5 (略)

(連携支援計画の変更等)

第三十二条 前条第四項の承認を受けた地域経済牽引支援機関（以下「承認地域経済牽引支援機関」という。）は、当該承認に係る連携支援計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした主務大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第三十三条 承認地域経済牽引支援機関に一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。以下この条において同じ。）又は一般財団法人

(連携支援計画の承認)

第二十七条 地域経済牽引支援機関は、共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業（以下「連携支援事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「連携支援計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 連携支援事業の目標
- 二 連携支援事業の内容及び実施時期
- 三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

3～5 (略)

(連携支援計画の変更等)

第二十八条 前条第四項の承認を受けた地域経済牽引支援機関（以下「承認地域経済牽引支援機関」という。）は、当該承認に係る連携支援計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした主務大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十九条 承認地域経済牽引支援機関に一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。以下この条において同じ。）又は一般財団法人

(その設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において同じ。)が含まれる場合には、承認連携支援事業(承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業をいう。以下同じ。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けた承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人及び一般財団法人(以下この条において「承認一般社団法人等」という。)については、当該承認一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第三十三條に規定する承認一般社団法人等が行う同法第三十一條第一項に規定する連携支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十四條 承認地域経済牽引支援機関が承認連携支援計画(第三十一條第三項に規定する事項の記載があるものに限る。)に基づき承認連携支援事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引支援機関が同条第四項又は第三十二條第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(その設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛出されているものに限る。以下この条において同じ。)が含まれる場合には、承認連携支援事業(承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業をいう。以下同じ。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けた承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人及び一般財団法人(以下この条において「承認一般社団法人等」という。)については、当該承認一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十九條に規定する承認一般社団法人等が行う同法第二十七條第一項に規定する連携支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十條 承認地域経済牽引支援機関が承認連携支援計画(第二十七條第三項に規定する事項の記載があるものに限る。)に基づき承認連携支援事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引支援機関が同条第四項又は第二十八條第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う承認連携支援事業に関する協力業務)

第三十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引支援機関の依頼に応じて、その行う承認連携支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

### 第三章 雑則

第三十六条～第四十二条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第四十三条 (略)

2 第十三条第一項、同条第七項、第八項及び第十項(これらの規定を第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条、第二十五条、第三十八条並びに前条における主務大臣は、経済産業大臣及び承認地域経済牽引事業を所管する大臣とする。

3 第三十一条第一項、同条第四項及び第五項(これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項及び第二項並びに第四十一条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び承認連携支援事業を所管する大臣とする。

4 (略)

5 第二条第五項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(新設)

### 第三章 雑則

第三十一条～第三十七条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第三十八条 (略)

2 第十三条第一項、同条第七項、第八項及び第十項(これらの規定を第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条、第二十四条、第三十三条並びに前条における主務大臣は、経済産業大臣及び承認地域経済牽引事業を所管する大臣とする。

3 第二十七条第一項、同条第四項及び第五項(これらの規定を第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び承認連携支援事業を所管する大臣とする。

4 (略)

5 第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。



<p>6 第三十一条第一項及び第五項並びに第三十二条第一項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第四十四条 第四十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>6 第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第三十九条 第三十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第三十条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  （定義）</p> <p>  第二条（略）</p> <p>  2 3 4（略）</p> <p>  5（略）</p> <p>一 5 六（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p>  第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p>  第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p>  第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第三十条）</p> <p>  第四節 承認連携支援計画に係る措置（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第三章 雑則（第三十六条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 総則</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  （定義）</p> <p>  第二条（略）</p> <p>  2 3 4（略）</p> <p>  5（略）</p> <p>一 5 六（略）</p>

七| 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定

する株式交付親会社及び株式交付子会社が中小企業者である  
場合に限り。）により当該株式交付親会社となり、当該株式  
交付子会社の株式を譲り受けること。

八| 十| （略）

6・7 （略）

第三条 （略）

第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

第一節 基本計画の同意等

第四条〜第八条 （略）

第二節 促進区域における措置

第九条〜第十二条 （略）

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

第十三条〜第二十一条 （略）

（株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の  
特例）

第二十二条 （略）

（新設）

七| 九| （略）

6・7 （略）

第三条 （略）

第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置

第一節 基本計画の同意等

第四条〜第八条 （略）

第二節 促進区域における措置

第九条〜第十二条 （略）

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

第十三条〜第二十一条 （略）

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第二十二条 （略）

2・3 (略)

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条の規定にかかわらず、第十五条の規定により中小企業者とみなされた承認地域経済牽引事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業特定事業を営むものに限る。)に対し、承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

5 前項の規定により承認地域経済牽引事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十三条(略)第二十七条 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第五項第十号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限る。)に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第二十三条(略)第二十七条 (略)

(中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第二十八条 中小企業者が承認地域経済牽引事業計画(第十三条第三項第三号に掲げる事項(第二条第五項第九号に掲げる措置に係るものに限る。))の記載があるものに限る。)に従って当該承認の日から二月を経過する日までに当該承認に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合を設立する場合における中小企

業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第八号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができる。

2 4 （略）

第三十条 （略）

業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十四条第一項及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第五条の十五第一項の適用については、これらの規定中「四人以上」とあるのは、「三人以上」とする。

（被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

第二十九条 承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第三号に掲げる事項（第二条第五項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）の記載があるものに限る。）に記載された被承継等中小企業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、当該承認地域経済牽引事業計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができる。

2 4 （略）

第三十条 （略）

第四節 承認連携支援計画に係る措置

第三十一条～第三十五条 (略)

第三章 雑則

第三十六条～第四十二条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第二条第五項第九号、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6 (略)

第四十四条 (略)

第四節 承認連携支援計画に係る措置

第三十一条～第三十五条 (略)

第三章 雑則

第三十六条～第四十二条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第二条第五項第八号、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6 (略)

第四十四条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十八条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十九条―第六十五条）</p> <p>第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条）</p> <p>第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）</p> <p>第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第八十条―第八十五条）</p> <p>第二節 設立（第八十六条―第九十一条）</p> <p>第三節 管理（第九十二条―第一百条）</p> <p>第四節 業務（第一百一条―第一百四十四条）</p> <p>第五節 国の援助等（第一百五十五条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第一百六条―第二百二十条）</p> <p>第七節 監督（第二百二十一条―第二百二十三条）</p> <p>第八節 解散等（第二百二十四条・第二百五条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第六条―第十四条）</p> <p>第三章 産業活動における新陳代謝の活性化</p> <p>第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）</p> <p>第二節 事業再編の円滑化（第二十二条―第四十八条）</p> <p>第三節 事業再生の円滑化（第四十九条―第六十五条）</p> <p>第四節 事業活動における知的財産権の活用（第六十六条）</p> <p>第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）</p> <p>第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等</p> <p>第一節 総則（第八十条―第八十五条）</p> <p>第二節 設立（第八十六条―第九十一条）</p> <p>第三節 管理（第九十二条―第一百条）</p> <p>第四節 業務（第一百一条―第一百四十四条）</p> <p>第五節 国の援助等（第一百五十五条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第一百六条―第二百二十条）</p> <p>第七節 監督（第二百二十一条―第二百二十三条）</p> <p>第八節 解散等（第二百二十四条・第二百五条）</p>

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二百二十六条―第三百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三百三十三条―第四百十条）

第六章 雑則（第四百四十一条―第五百十条）

第七章 罰則（第五百五十一条―第六百六十二条）

附則

第一章 総則

第一条～第五条（略）

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び  
規制改革の推進

第六条～第十四条（略）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用  
支援事業の促進

第十五条～第二十一条（略）

第二節 事業再編の円滑化

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援（第二百二十六条―第三百三十二条）

第二節 中小企業再生支援体制の整備（第三百三十三条―第四百十条）

第六章 雑則（第四百四十一条―第五百十条）

第七章 罰則（第五百五十一条―第六百六十二条）

附則

第一章 総則

第一条～第五条（略）

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び  
規制改革の推進

第六条～第十四条（略）

第三章 産業活動における新陳代謝の活性化

第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用  
支援事業の促進

第十五条～第二十一条（略）

第二節 事業再編の円滑化



第二十二条〜第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条〜第五十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第五十二条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 (略)

第五十三条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第二十二条〜第四十八条 (略)

第三節 事業再生の円滑化

第四十九条〜第五十一条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第五十二条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 (略)

第五十三条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分

---

3 (略)

第五十四条～第六十五条 (略)

第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条～第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条～第九十一条 (略)

第三節 管理

---

の八十」とする。

3 (略)

第五十四条～第六十五条 (略)

第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 (略)

第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進

第六十七条～第七十九条 (略)

第四章 株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

第八十条～第八十五条 (略)

第二節 設立

第八十六条～第九十一条 (略)

第三節 管理

---

---

第九十二条～第一百条 (略)

第四節 業務

第一百一条～第一百四十四条 (略)

第五節 国の援助等

第一百五十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六十六条～第二百二十条 (略)

第七節 監督

第二百一十一条～第二百二十三条 (略)

第八節 解散等

第二百二十四条・第二百五十五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

---

第九十二条～第一百条 (略)

第四節 業務

第一百一条～第一百四十四条 (略)

第五節 国の援助等

第一百五十五条 (略)

第六節 財務及び会計

第一百六十六条～第二百二十条 (略)

第七節 監督

第二百一十一条～第二百二十三条 (略)

第八節 解散等

第二百二十四条・第二百五十五条 (略)

第五章 中小企業の活力の再生

第一節 創業等の支援

---

第二百二十六条〜第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

一・二 (略)

4・5 (略)

第二百三十条〜第二百三十二条 (略)

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第二百三十三条 (略)

(認定支援機関)

第二百三十四条 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商

第二百二十六条〜第二百二十八条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

一・二 (略)

4・5 (略)

第二百三十条〜第二百三十二条 (略)

第二節 中小企業再生支援体制の整備

第二百三十三条 (略)

(認定支援機関)

第二百三十四条 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商

工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 次に掲げるものいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者（イに掲げるものを行い、又は行おうとする場合にあっては、事業を営んでいない個人を含む。）の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者（中小企業者であつた者を含む。）から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生  
ハ 過大な債務を負っている中小企業者又は既に債務の整理を行った中小企業者の債務の保証をしている者が有する当該保証債務の整理（破産手続又は再生手続によりその債務の整理を図ることを除く。）

二 会社である中小企業者の代表者の交代に伴い、その事業の実施に不可欠な資産を取得し、当該資産を活用し商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化を行い、又は行おうと

工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 次に掲げるものいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者（イに掲げるものを行い、又は行おうとする場合にあっては、事業を営んでいない個人を含む。）の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生  
（新設）

（新設）

する者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

三 第一号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。

四 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イからハまで又は第二号に掲げるものに関する研修を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

六 (略)

3～5 (略)

第三百三十五条 (略)

(秘密保持義務)

第三百三十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 (略)

二 認定支援機関が第三百三十四条第二項第一号に掲げる業務(同号ロ及びハに掲げるものに係るものに限る。)並びに同項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

三 認定支援機関が第三百三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提

二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。

三 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

五 (略)

3～5 (略)

第三百三十五条 (略)

(秘密保持義務)

第三百三十六条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 (略)

二 認定支援機関が第三百三十四条第二項第一号に掲げる業務(同号ロに掲げるものに係るものに限る。)及び同項第二号に掲げる業務を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門家の派遣を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

三 認定支援機関が第三百三十四条第二項第二号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受ける

供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報

第三百三十七条～第三百三十九条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務)

第四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 投資事業有限責任組合(事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。次条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。)であつて中小企業に対する投資事業を実施するものに対する当該投資事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 第三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行うこと。

三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他中小企業再生支援業務の実施に関し必要な協力を行うこと。

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第六章 雑則

第四百一条～第五十条 (略)

ことが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報

第三百三十七条～第三百三十九条 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務)

第四十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 投資事業有限責任組合(事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。次条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。)であつて中小企業に対する投資事業を実施するものに対する当該投資事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 第三十四条第二項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他中小企業再生支援業務の実施に関し必要な協力を行うこと。

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第六章 雑則

第四百一条～第五十条 (略)

第七章 罰則

第百五十一条～第百六十二条  
(略)

第七章 罰則

第百五十一条～第百六十二条  
(略)



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第三条（略）</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p> <p>第四条の二―第六条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）</p> <p>第三章 業務等（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条―第三条（略）</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p> <p>第四条の二―第六条（略）</p>

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第十四号に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者

ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六～八 (略)

九 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十二条及び第二十五条の規定による債務の保証並びに同法第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第五十八条の規定による協力をを行うこと。

十 (略)

(削る)

第二章 役員及び職員

第七条～第十四条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資(第九号及び第十五号に該当するものを除く。)を行うこと。

イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者

ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六～八 (略)

九 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十二条及び第二十七条の規定による債務の保証、同法第三十九条、第四十一条、第四十七条及び第五十八条の規定による協力並びに同法第七十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

十 (略)

十一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十五条第一項

十一～十三 (略)

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債務の保証、同法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定による協力並びに同法第四百十条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十五～十八 (略)

十九 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。  
二十 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

二十一 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十条の規定による協力を行うこと。

二十二 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十条及び第三十五条の規定による協力を行うこと。

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言並びに同条第三項及び第四項の規定による協力を行うこと。

二十四・二十五 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。

十二～十四 (略)

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条の規定による債務の保証、同法第七十八条及び第三百三十一条第一項の規定による協力並びに同法第四百十条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六～十九 (略)

二十 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。  
二十一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

二十二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十条の規定による協力を行うこと。  
(新設)

二十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言及び同条第三項の規定による協力を行うこと。

二十四・二十五 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一〇五 (略)

(削る)

六・七 (略)

3 (略)

4 第二項第七号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十二号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 (略)

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第十四号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第十号まで及び第十四号から第

一〇五 (略)

六 委託を受けて、中小企業等経営強化法第七十二条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七・八 (略)

3 (略)

4 第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

第十六条 (略)

(業務の委託)

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 (略)

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十五号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第十号まで及び第十五号から第

十六号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七（略）

八 第十五条第二項第七号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に關連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

三〇四（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）  
（）、同項第九号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）  
、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（産業競争力強化法第七十八条及び第三百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十九号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに關連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

十七号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七（略）

八 第十五条第二項第八号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十八号及び第十九号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に關連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に關連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

三〇四（略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）  
（）、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第七十八条及び第三百三十一条第一項に規定する協力並びに同法第四百十条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに關連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十五条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十四号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）、同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条・第二十条 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる業務のうち債務の保証に

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十二条及び第二十七条に規定するものに限る。）、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十九号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条・第二十条 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十五号から第十七号までに掲げる業務のうち債務の保証に

関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)及び第十五条第一項第十八号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

第二十三条 第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条 第三十二条 (略)

関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)及び第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第七十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

第二十三条 第二十五条 (略)

第四章 雑則

第二十六条 第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条〜第三十五条 (略)

附則

第一条〜第八条 (略)

(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

第八条の二 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(附則第八条の四において「地域経済牽引事業促進法」という。) 附則第四条の業務を行う。

第八条の三〜第八条の七 (略)

(改正前中小強化法等に係る業務の特例)

第八条の八 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営

第五章 罰則

第三十三条〜第三十五条 (略)

附則

第一条〜第八条 (略)

(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

第八条の二 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。附則第八条の四において「地域経済牽引事業促進法」という。) 附則第四条の業務を行う。

第八条の三〜第八条の七 (略)

(新設)



(略)	(略)	(略)	<p>の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「経営承継円滑化法等改正法」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる経営承継円滑化法等改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第七十二条の規定により行う業務</p> <p>二 改正前中小強化法第七十二条第一項第二号の出資に係る株式の管理及び処分業務</p> <p>三 経営承継円滑化法等改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条の規定により行う業務</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p>
<p>第九条～第十三条の四 (略)</p>			

第十六条	の規定により機構が交付する助成金	及び附則第八条第二項（旧繊維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る	<p>（業務の特例に係る予算等の特例）</p> <p>第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>第九条～第十三条の四 (略)</p>			

		(略)		第十八条第一 項第一号
(略)		(略)		並びに第十五条第一 項第十九号から 第二十三号までに 掲げる業務
(略)	並びに附則第八条の八第 一号(第三号に掲げるも のを除く。)、第二号及 び第三号の業務	(略)		、第十五条第一項第十九 号から第二十三号までに 掲げる業務並びに附則第 八条の二及び第八条の四 の業務(それぞれ第三号 に掲げるものを除く。)

		第十七条第一 項第三号		第十八条第一 項第一号
同条第二項第一号		含む。)		並びに第十五条第一 項第二十号から 第二十三号までに 掲げる業務
第十五条第二項第一号		含む。)並びに附則第七 条の業務、附則第八条の 三第一号から第三号まで に掲げる業務並びに附則 第八条の五及び第八条の 七の業務	部分に限る。)の規定に より機構が交付する助成 金並びに附則第六条第一 項の規定により機構が支 給する利子補給金	、第十五条第一項第二十 号から第二十三号までに 掲げる業務並びに附則第 八条の二及び第八条の四 の業務(それぞれ第三号 に掲げるものを除く。)



<p>同項第二十四号</p>	<p>一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）</p> <p>、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号</p>
<p>第十五条第二項第五号に掲げる業務</p>	<p>同条第二項第五号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十条第二項に規定するも</p>

<p>二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）</p> <p>、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。）並びに</p>	<p>第六号に掲げる業務</p> <p>第六号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）</p>
--	--

(略)		第十九条第一項	
(略)	第二項の業務	(略)	
(略)	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の八までの業務	(略)	<p>のに限る。)、附則第八条の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに係るものに限る。)</p> <p>並びに附則第八条の八第一号及び第四号の業務(それぞれ改正前中小強化学法第七十二条第二項に規定するものに係るものに限る。)</p>

第二十条第一		第十九条第一項	
及びこれに	第二項の業務	及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定	
及び附則第八条の三第二	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七までの業務	及び出資承継勘定	<p>(及び附則第八条の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに係るものに限る。)</p>

第二十二條第一項	(略)		
第十五條第一項第十八号に掲げる業務	(略)	(略)	
第十五條第一項第十八号に掲げる業務、附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務、附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）並びに附則第八條の八第一号の業務（改正前中小強化法第七十二條第一項第一号に掲げるものに限る。）	(略)	(略)	

第二十二條第一項	第二十一條第一項	項	
第十九号に掲げる業務	掲げる業務	附帯する業務	
第十九号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）	掲げる業務、附則第八條の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八條の五及び第八條の七の業務	附帯する業務並びに附則第七條の業務	号に掲げる業務並びにこれらに

第十五条 (略)

第三十五条第 二号	第二項	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、第六 条第一項から第四項まで 並びに第七條から第八條 の八まで
--------------	-----	--

第十五条 (略)

第三十五条第 二号	第二項	第二項並びに附則第五 条第一項及び第二項、第六 条第一項から第四項まで 並びに第七條から第八條 の七まで
--------------	-----	--

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</p> <p>二十二 三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 14（略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、<u>中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十二条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</u></p> <p>二十二 三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条（略）</p> <p>2 14（略）</p>



15 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十一項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第二十条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十九条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十二項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

改正案	現行
<p>（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第十条の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）<u>第二十五条</u>に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人が行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下第三項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（第三項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以</p>	<p>（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第十条の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）<u>第二十四条</u>に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人が行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下第三項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（第三項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以</p>

下この条において「特定事業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 (略)

2 (略)

3 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による

下この条において「特定事業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 (略)

2 (略)

3 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による

地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一・二 (略)

4～8 (略)

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八

地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一・二 (略)

4～8 (略)

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の二 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八

号)第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。)による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの(以下この項において「経営改善指導助言書類」という。)の交付を受けた第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの(認定経営革新等支援機関等を除く。以下この条において「特定中小事業者」という。)が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条

号)第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援機関(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。)による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの(以下この項において「経営改善指導助言書類」という。)の交付を受けた第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの(認定経営革新等支援機関等を除く。以下この条において「特定中小事業者」という。)が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条

第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2～10（略）

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の特  
別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三 特定中小事業者（第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建

第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2～10（略）

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の特  
別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三 特定中小事業者（第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建

設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用（第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2～11 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除）

第十条の五の四 （略）

2 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十一号において「中小事業

設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用（第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2～11 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除）

第十条の五の四 （略）

2 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十一号において「中小事業

者」という。)が、平成三十一年から平成三十三年までの各年(前項の規定の適用を受ける年、平成三十一年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき(当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。)は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)の百分の十五(その年において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五)に相当する金額(以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該中小事業者が、その年の十二月三十一日までに

者」という。)が、平成三十一年から平成三十三年までの各年(前項の規定の適用を受ける年、平成三十一年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき(当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。)は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額(その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)の百分の十五(その年において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五)に相当する金額(以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該中小事業者が、その年の十二月三十一日までに



て中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第二十一条に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

357 (略)

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十一の二 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（次項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のも

て中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同法第十二条に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

357 (略)

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十一の二 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（次項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のも

のをいう。以下この項及び次項において同じ。)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一・二 (略)

2 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する

のをいう。以下この項及び次項において同じ。)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一・二 (略)

2 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する

承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一・二 (略)

3 7 (略)

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の三 中小企業等経営強化法第三十一条第二項

承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一・二 (略)

3 7 (略)

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の三 中小企業等経営強化法第三十二条第二項

に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）の交付を受けた法人のうち、第四十二条の六第一項に規定する中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者）に該当するものを除く。）又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除く。以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第

に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）の交付を受けた法人のうち、第四十二条の六第一項に規定する中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者）に該当するものを除く。）又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（認定経営革新等支援機関等を除く。以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第

九項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2513 (略)

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の四 中小企業者等（第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等又は前条第一項に規定する政令で定める法人で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小企業者等のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの

九項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2513 (略)

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の四 中小企業者等（第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等又は前条第一項に規定する政令で定める法人で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小企業者等のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの

を取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 13 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特  
別控除）

第四十二条の十二の五 （略）

2 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十二号において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）にお

を取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 13 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特  
別控除）

第四十二条の十二の五 （略）

2 第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十二号において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）にお

いて国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該中小企業者等が、当該事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたと

いて国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該中小企業者等の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小企業者等の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 (略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該中小企業者等が、当該事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたと

きは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十一項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3／7 (略)

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十四の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該連結親法人又はその連結子法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（次項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に従って特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に

きは、その変更後のもの）に記載された同法第二条第十二項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3／7 (略)

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十四の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該連結親法人又はその連結子法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（次項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に従って特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に



係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定事業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一・二（略）

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該連結親法人又は

係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定事業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業用機械等の取得価額（その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一・二（略）

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該連結親法人又は

その連結子法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従つて特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一・二（略）

その連結子法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従つて特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一・二（略）

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人(第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)、連結親法人である第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等又は前条第一項に規定する政令で定める連結法人に該当するものうち、中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するもの(以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小連結親法人又はその中小連結子法人のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に記載されたものに限る。)に該当するものうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定経営力向上設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人(第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)、連結親法人である第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等又は前条第一項に規定する政令で定める連結法人に該当するものうち、中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するもの(以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小連結親法人又はその中小連結子法人のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画(同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に記載されたものに限る。)に該当するものうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定経営力向上設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定

経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 14 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特  
別控除）

第六十八条の十五の六 （略）

2 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人で同項第七号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項及び次項第十一号において同じ。）に該当するものに限る。）が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける

経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 14 （略）

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特  
別控除）

第六十八条の十五の六 （略）

2 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人で同項第七号に規定する適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるものをいう。以下この項及び次項第十一号において同じ。）に該当するものに限る。）が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始するものに限るものとし、前項の規定の適用を受ける

連結事業年度及びその中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇  
用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年  
度において当該中小連結親法人及び当該中小連結親法人による  
連結完全支配関係にある各連結子法人の継続雇用者給与等支給  
額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除し  
た金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割  
合が百分の一・五以上であるとき（当該中小連結親法人及びそ  
の各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結  
親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計  
額以下である場合を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得  
に対する調整前連結税額から、当該雇用者給与等支給額の合計  
額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（  
当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用  
を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算  
の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定める  
ところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当  
該連結事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百  
分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小連結  
法人税額控除限度額」という。）を控除する。この場合におい  
て、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の  
連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額  
を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に  
相当する金額を限度とする。

一 （略）

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

連結事業年度及びその中小連結親法人の解散（合併による解散  
を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇  
用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年  
度において当該中小連結親法人及び当該中小連結親法人による  
連結完全支配関係にある各連結子法人の継続雇用者給与等支給  
額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除し  
た金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割  
合が百分の一・五以上であるとき（当該中小連結親法人及びそ  
の各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該中小連結  
親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計  
額以下である場合を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得  
に対する調整前連結税額から、当該雇用者給与等支給額の合計  
額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（  
当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用  
を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算  
の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定める  
ところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当  
該連結事業年度において次に掲げる要件を満たす場合には、百  
分の二十五）に相当する金額（以下この項において「中小連結  
法人税額控除限度額」という。）を控除する。この場合におい  
て、当該中小連結法人税額控除限度額が、当該連結事業年度の  
連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額  
を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に  
相当する金額を限度とする。

一 （略）

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ (略)

ロ 当該中小連結親法人が、当該連結事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された同法第二十条第十一項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3 3 7 (略)

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十七条第二項第三号の経営力向上の内容として同法第二十一条に規定する事業承継等を行う旨の記載があるものに限る。）に係る同法第十七条第一項又は第十八条第一項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める

イ (略)

ロ 当該中小連結親法人が、当該連結事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定を受けたものであり、当該認定に係る同項に規定する経営力向上計画（同法第二十条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された同法第二十一条第十二項に規定する経営力向上が確実に行われたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

3 3 7 (略)

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)

第八十条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第二十条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十九条第二項第三号の経営力向上の内容として同法第二十二条に規定する事業承継等を行う旨の記載があるものに限る。）に係る同法第十九条第一項又は第二十条第一項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める

割合とする。

一〇三 (略)

4・5 (略)

割合とする。

一〇三 (略)

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い入れの改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い入れの改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、<u>中小企業者のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）</u>、<u>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）</u>、<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）</u>、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一</p>



年法律第八十号)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

改正案	現行
<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第七号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第七号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第八号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正案

現行

別表第三

別表第三

文書名	（略）	作成者	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）	（略）	（略）	（略）
（第十一号、第十三号、第十七号並びに第十八号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備	（略）	（略）	（略）

文書名	（略）	作成者	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号口及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）	（略）	（略）	（略）
（第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第七十二条第一項の規定による特定の地域における	（略）	（略）	（略）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	備機構法第十五条第二項の業務（同項第六号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧纖維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の八第一号及び第二号（改正前中小強化法等に係る業務の特例）に掲げる業務に関する文書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）第十二号、第十四号、第十八号並びに第十九号（業務の範囲）に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第八条（旧纖維法に係る業務の特例）、第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）                      第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。                      一～十 （略）                      十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第四</u>  <u>十五</u>条に規定する業務を行うこと。                      十二～十五 （略）                      （削る）                      2～4 （略）</p>	<p>（業務の範囲等）                      第五十一条 機構は、第四十条の目的を達成するため、次の業務を行う。                      一～十 （略）                      十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第四</u>  <u>十六</u>条に規定する業務を行うこと。                      十二～十五 （略）                      十六 中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務を行うこと。                      2～4 （略）</p>

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本指針） 第三条 （略）</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十五項に規定する事業継続力強化をいう</u>。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供等に関する事項</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（基本指針） 第三条 （略）</p> <p>2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業継続力強化（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十六項に規定する事業継続力強化をいう</u>。第五条第一項及び第五項において同じ。）に寄与する情報の提供に関する事項</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>



改正案

現行

（中小企業等経営強化法の特例）  
第六十六条（略）

254（略）

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

（中小企業等経営強化法の特例）  
第六十六条（略）

254（略）

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業等経営強化法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六十九条第 二項	都道府県	経済産業省令 ・財務省令	中小企業者及 び組合等	第二十四条第 一項第一号及 び第三号	第二十二條第 一項から第三 項まで及び第 二十三條第一 項各号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七十五条第 二項	都道府県	経済産業省令 ・財務省令	中小企業者及 び組合等	第二十六条第 一項第一号	第二十四條第 一項から第三 項まで及び第 二十五條第一 項各号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七十六條第一項	第七十一條	第七十二條第二項	第七十一條第二項	第七十條第七項	第七十條第二項
	經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	行政庁
	内閣総理大臣及び経済産業大臣	内閣府令・経済産業省令	沖縄県知事	沖縄県知事	沖縄県知事
	第七十一條第二項（沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項				特定中小企業者

第八十二條第一項	第七十七條	第七十八條第二項	第七十七條第二項	第七十六條第八項	第七十六條第二項
	經濟産業大臣	經濟産業省令	都道府県知事	行政庁	行政庁
	内閣総理大臣及び経済産業大臣	内閣府令・経済産業省令	沖縄県知事	沖縄県知事	沖縄県知事
	第七十七條第二項（沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項				特定中小企業者

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中小企業等経営強化法の一部改正） 第百九条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の 一部を次のように改正する。 第<u>二</u>条第十一項第六号の次に次の一号を加える。 六の二 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号 に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が中小企業 者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社とな り、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。</p>	<p>（中小企業等経営強化法の一部改正） 第百九条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の 一部を次のように改正する。 第<u>二</u>条第十二項第六号の次に次の一号を加える。 六の二 株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号 に規定する株式交付親会社及び同号に規定する株式交付子 会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式 交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受け ること。</p>